

県立学校芝生化グラウンド等維持管理業務（東部地区）仕様書

1 業務名

県立学校芝生化グラウンド等維持管理業務（東部地区）（以下「本業務」という。）

2 業務場所

別表のとおり

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 芝刈り
- (2) 施肥
- (3) 手除草
- (4) 播種
- (5) 集草

5 業務を行う際の留意点

受注者は、本仕様書に基づいて、別表に掲げる県立学校（以下「各対象校」という。）敷地内において、別図に示す範囲にある芝生の維持管理に係る作業を行うこと。

(1) 共通事項

- ア 作業前には受注者の負担において、適宜巡視による現況確認を行い、良好な芝生が維持できるよう努めること。
- イ 作業に当たっては、芝の生育状況、天候を勘案し、適宜適切に行うこと。
- ウ 作業の実施時間等については、授業等に支障がないよう、各対象校と事前に十分に調整すること。
- エ 各対象校が休校している日に作業を実施する場合は、遅くとも休校日の前開校日までにその旨各対象校へ連絡し、各対象校の了解を得ておくこと。
- オ 作業に当たっては、近隣住民等の迷惑とならないよう十分に注意すること。
- カ グラウンド等の利用者、周囲の通行者等の安全に十分配慮すること。
- キ グラウンド等の芝生に損傷を与えないよう配慮すること。
- ク 作業実施中は安全管理に配慮し、必要に応じて安全措置をとること。
- ケ 作業に当たっては、特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取（以下「グリーンスポーツ鳥取」という。）の指示に従うこと。
- コ 別表に記載する作業予定回数は、天候等の状況により変動することがあるので、作業の実施に当たっては、グリーンスポーツ鳥取と十分連携の上、実施すること。

(2) 芝刈り

- ア 各対象校における月ごとの作業予定回数、面積及び芝の刈高については、別表のとおりとする。
- イ 芝生地内にある樹木や施設等を損傷しないよう注意し、刈りムラ、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
また、鳥取聾学校の遊具周りの刈り込みは手刈りで行うこと。
- ウ 刈り取った芽葉（以下「芽葉の刈り屑」という。）については、原則として処理しない。ただし、鳥取聾学校については、芽葉の刈り屑を収集し、当該校が指示する学校内の所定の場所に運搬すること。
なお、一気に刈高を下げる等により、芽葉の刈り屑が長くなる場合は、受注者にお

いて収集し、学校外に運び出しの上、法令に従った適正な方法による処分を行うこと。

また、本作業に係る経費は全て受注者の負担とする。

エ 各対象校に備え付けの芝刈り機がある場合は、各対象校と協議の上、使用することができるが、受注者の保有する機械を使用することもできる。ただし、いずれを使用した場合でも、それに係る諸費用（燃油、交換刃等）については、受注者の負担とする。

オ 白兔養護学校については、原則として午後3時30分から午後5時までに作業を実施すること。ただし、当該校と協議の上、調整可能とする。

(3) 施肥

ア 各対象校における月ごとの作業予定回数、施肥量、面積については、別表のとおりとする。

イ 所定量を均一に散布すること。

ウ 各対象校に備え付けの散布機がある場合は、各対象校と協議の上使用することができる。

エ 肥料は受注者の負担において用意することとし、化成肥料しばみどり 18 (18-5-5) を利用すること。ただし、グリーンスポーツ鳥取に事前に協議し認められた場合は、化成肥料 (NPK:18-5-5) 又は同等品の利用も可とする。

(4) 手除草

ア 各対象校における月ごとの作業予定回数、面積については、別表のとおりとする。

イ 手除草は、人力により、主に夏型永年雑草（ブタナ、シマスズメノヒエ、チチコグサなど）を引き抜くものとし、対象面積をまんべんなく実施すること。

なお、スズメノカタビラは除草しないこと。

ウ 抜き取った雑草は受注者において収集し、学校外に運び出しの上、法令に従った適正な方法による処分を行うこと。本作業に係る経費は全て受注者の負担とする。

(5) 播種

ア 各対象校における播種の品目はふゆみどり（ライグラス）とし、9月中下旬に播種することとする。

なお、作業予定回数、播種量及び面積については、別表のとおりとする。

イ 作業に当たっては、全面積に所定量を均一に散布することとする。

(6) 集草

対象校は智頭農林高等学校とし、芝刈りにより発生した芽葉の刈り屑を収集し、学校外に運び出しの上、法令に従った適正な方法による処分を行うこと。

なお、作業予定回数、面積は別表のとおりとする。

6 業務実施後の手続

(1) 実施報告及び検査

ア 受注者は、各対象校における4の(1)から(5)までに記載する業務を行ったときは、その都度、業務完了後5日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に業務実施報告書（以下「実施報告書」という。）（仕様書様式1）を各対象校に提出し、各対象校の検査を受けなければならない。ただし、休校日に作業を実施した場合は、当該休校日後の最初の開校日に各対象校に提出すること。

イ 各対象校は、アの書類を受理したときは、その日から7日以内（休日等を除く。）に実地検分又は受注者への聞き取り等の方法により検査を行わなければならない。

ウ 各対象校は、イの規定に基づき検査を行った結果、合格と認めるときは、その旨を受注者へ連絡しなければならない。

エ 受注者は、イの検査に合格しないときは、各対象校の指示に従って遅滞なくこれを修正し、各対象校の検査を受けなければならない。

オ イ及びウの規定は、エの再検査の場合において準用する。

(2) 実績報告及び検査

受注者は、各月の業務が終了したときは、その都度、翌月7日（休日等を除く。）までに、(1)により各対象校に提出した実施報告書の写しを添えて、維持管理業務実績報告書（以下「実績報告書」という。）（仕様書様式2）を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。
なお、本業務を実施しない月がある場合も、実績報告書を発注者に提出すること。

7 委託料の支払

(1) 委託料の支払は原則として1月ごとに行う。

なお、受注者の希望により複数月分の委託料をまとめて支払う場合は、まとめて支払うことができるので、あらかじめ発注者にその旨を連絡すること。

(2) 受注者は、6の(2)の検査が合格と認められた後、速やかに当該実績報告に係る委託料の請求書を発注者へ提出すること。ただし、複数月分の委託料をまとめて支払う場合は、支払を受けようとする期間の実績報告書が合格と認められた後でなければ、委託料の請求書を発注者へ提出することはできない。

(3) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。ただし、発注者が委託料の支払を行わないことに正当な理由があるときはこの限りでない。

8 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

9 秘密の保持

(1) 受注者は、本業務の履行に関して、知り得た事項を漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

(2) 受注者は、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。

(3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

10 再委託の禁止

受注者は、再委託をしてはならない。

11 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、従事者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

12 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

13 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

14 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別表

県立学校芝生化グラウンド等維持管理業務(東部地区) 年間作業計画表【令和8年度】

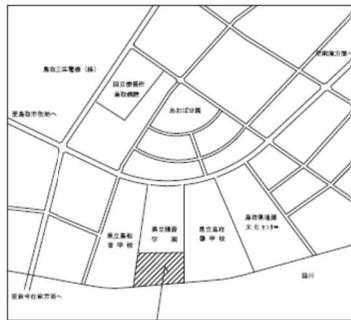
項目	東部地区																		
	鳥取東高等学校			智頭農林高等学校			鳥取聾学校				白兔養護学校								
学校名	鳥取東高等学校			智頭農林高等学校			鳥取聾学校				白兔養護学校								
住所	鳥取市国府町宮ノ下1262			智頭町智頭711-1			鳥取市国府町宮下1261				鳥取市伏野1550-1								
作業場所	第3グラウンド			グラウンド(ソフトボール内野部分を除く)			グラウンド (トラック部分を除く)		中庭 (ジャングルジム部分を除く)		グラウンド								
対象面積	3,412㎡			7,026㎡			1,415㎡		535㎡		3,220㎡								
芝生の種類	ティフトン419			ティフトン419			高麗芝		高麗芝		ティフトン419								
委託業務	芝刈り	施肥 (施肥量)		芝刈り	施肥 (施肥量)		播種	集草	芝刈り	施肥 (施肥量)		手除草	芝刈り	施肥 (施肥量)		播種			
4月	2回			2回										1回 (40kg)					
5月	5回	1回	(30kg)	5回	1回	(100kg)			2回	1回	(35kg)	1回	2回	1回	(15kg)	1回	1回 (60kg)		
6月	5回	1回	(110kg)	5回	1回	(180kg)			3回				3回			1回 (90kg)			
7月	5回	1回	(110kg)	5回	1回	(180kg)		1回	3回	1回	(40kg)		3回	1回	(15kg)	1回 (90kg)			
8月	5回	1回	(110kg)	5回	1回	(180kg)			3回			1回	3回			1回 (90kg)			
9月	4回	1回	(50kg)	4回	1回	(100kg)	1回(281kg)		2回	1回	(10kg)		2回	1回	(5kg)	1回 (40kg)	1回(131kg)		
10月	2回	1回	(40kg)	2回	1回	(80kg)			1回				1回			1回 (20kg)			
11月	1回	1回	(30kg)	1回	1回	(60kg)													
12月	1回			1回															
1月																			
2月																			
3月	1回			1回															
合計	31回	7回	(480kg)	31回	7回	(880kg)	1回(281kg)	1回	14回	3回	(85kg)	2回	14回	3回	(35kg)	2回	0回	7回 (430kg)	1回(131kg)

(施肥及び播種は必要数量を併記
作業予定回数を示す。)

【留意事項等】

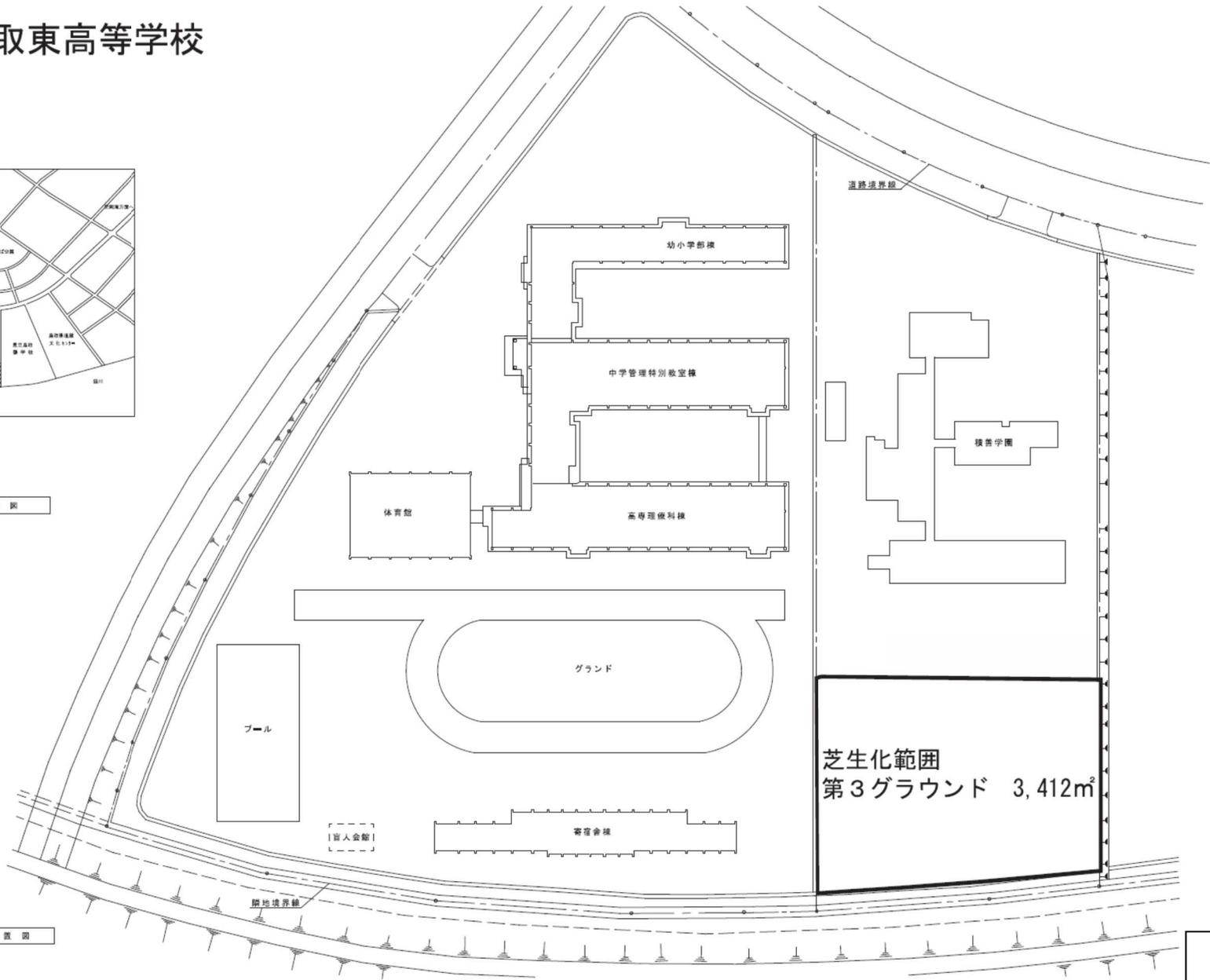
学校名	鳥取東高等学校	智頭農林高等学校	鳥取聾学校	白兔養護学校
所有する芝刈り機	なし	なし	なし	LT2042(SUNAPPER)
所有する肥料散布機	なし	なし	なし	上記芝刈り機で牽引する散布機あり
芝刈り作業等	・シバの生長期は原則として1週間間隔。芝刈り高さは、3cmとする。	・芝の生長期は原則として1週間間隔で実施。刈高は4月から6月までは3cm、7月から播種までは2.5cm、その後は4cmとする。	・5月から10月まで実施。刈高は3cmとする。 ・刈り屑は回収して学校敷地内の産業廃棄物置き場に集積すること。受注者による処分を行わない。	・5月から10月まで実施。刈高は3cmとする。 ・刈り屑は回収して学校敷地内の産業廃棄物置き場に集積すること。受注者による処分を行わない。

鳥取東高等学校



県立東高等学校第3グラウンド

附近見取図



配置図

県立東高等学校第3グラウンド芝生化散水設備設置工事

配置図 付近見取図

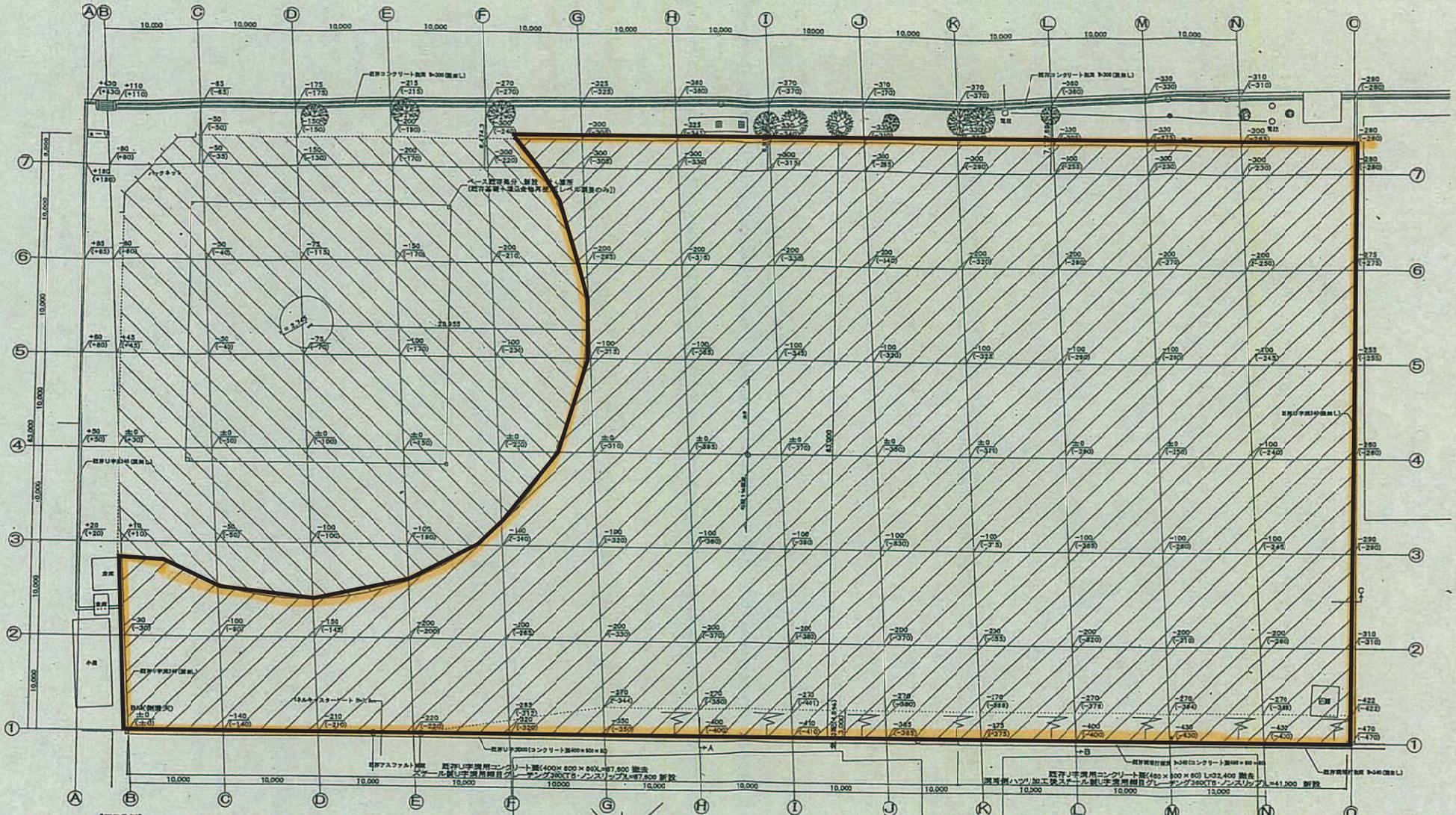
株式会社 樟設備設計事務所

二級建築士登録番号 第2810号 各本 正敏

CHECKED BY	DRAWING BY	PROJECT NO	DATE	SCALE
			2011.12	

別図

智頭農林高等学校



【図説凡例】

±0 → 改修後レベル (黒)
 (白) → 既存 (原) レベル

- 芝生用造成(盛土・すき取り)部分: ※詳細については別紙標準断面図参照
- 野球内野野創造成(盛土・すき取り)部分: ※詳細については別紙標準断面図参照

- ※先述特記事項: 1. 圧圧については小型ローラー(4t程度)とする。
 2. 使用するふるい実砂土は全てCBR12以上とする。
 3. 使用する洗い砂は全て粒径5-0mmとする。



【平面図 S=1/300】

※1-B通り(側溝)をBMとしてレベル管理

芝生化範囲
 グラウンド(内野部分除く)
 7,026㎡



柳望月建築設計事務所
 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
 建築士事務所 第19-760号 FAX 0857-23-4124

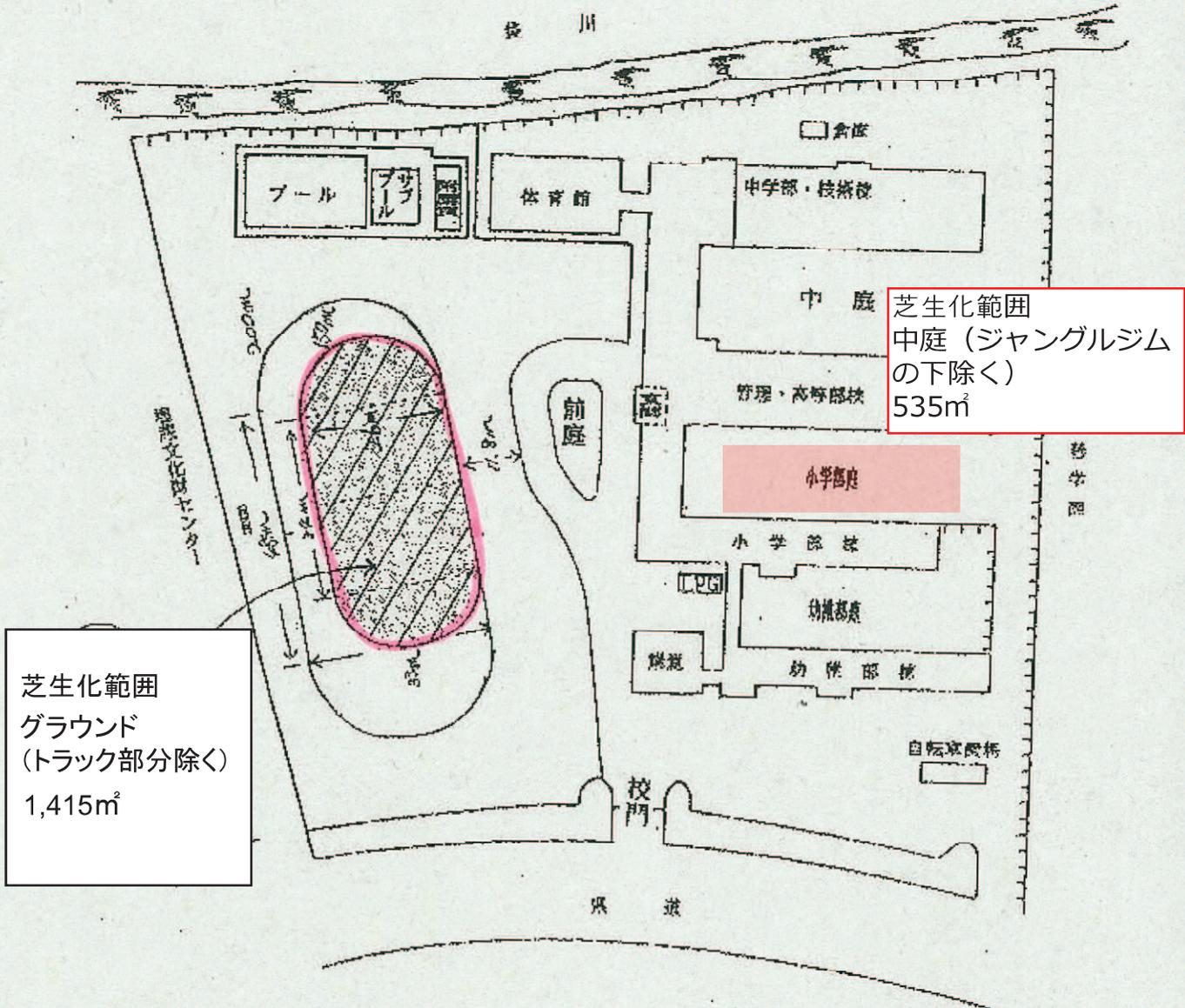
平成22年度 県立智頭農林高等学校グラウンド芝生化工事
 常理建築士 設計者 一級建築士 第54958号 望月 運之
 一級建築士 第301705号 西村 真

DRAW CHECK 図6

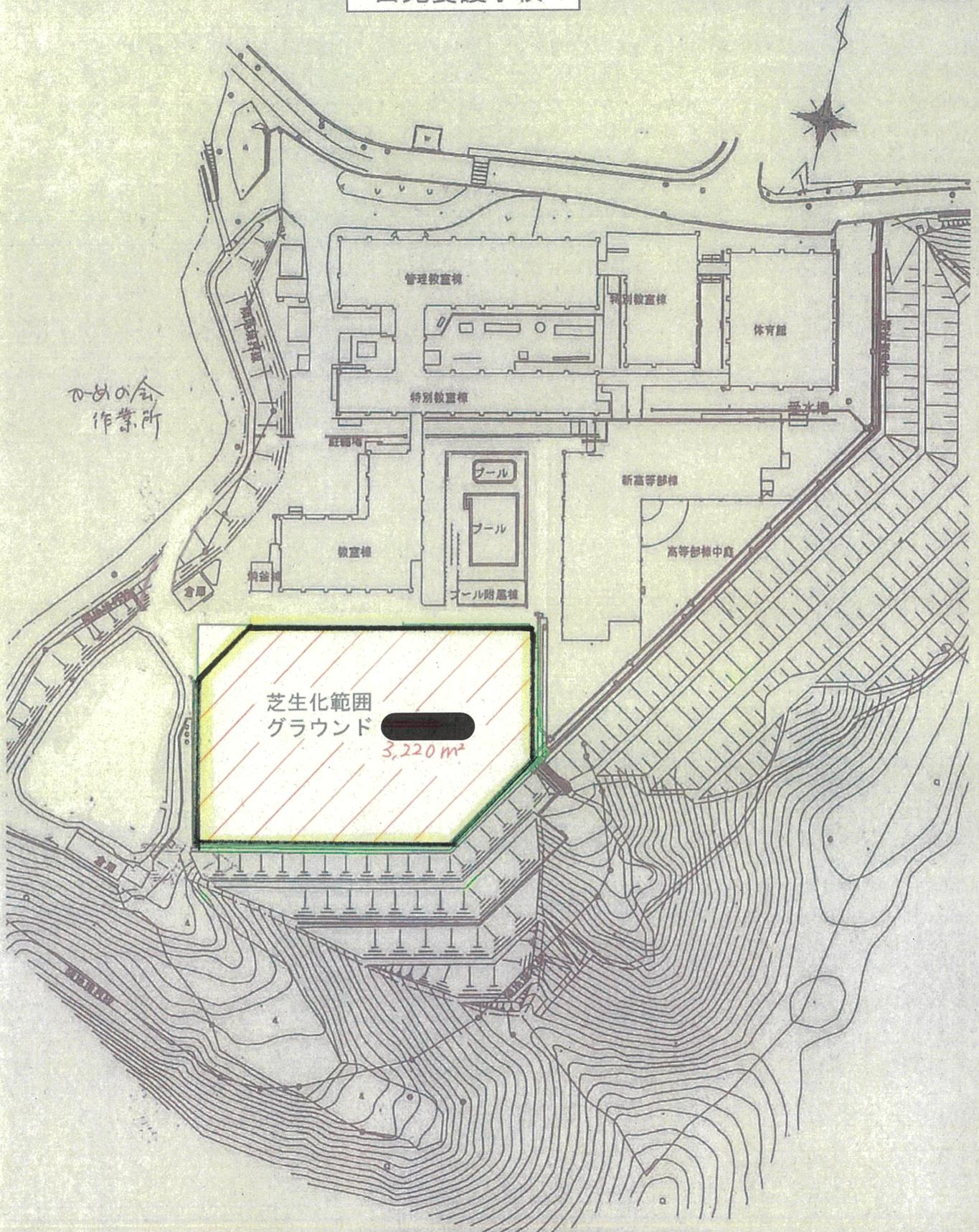
平面図

鳥取聾学校

グラウンドトラック配置図



白兔養護学校



配置図 S=1/1,000

白兔養護学校グラウンド芝生

図名 附近見取図 ・ 配置図

(仕様書様式1)

業務実施報告書

令和 年 月 日

学校長 様

住所
会社名
代表者名

県立学校芝生化グラウンド等維持管理業務（東部地区）に係る作業を下記のとおり行いましたので、報告します。

記

- 1 委託業務名：県立学校芝生化グラウンド等維持管理業務（東部地区）
- 2 作業日時：令和 年 月 日 時 分から 時 分
- 3 作業従事者： 名（作業者氏名： ）
- 4 作業項目及び作業内容

項目	区分	実施内容
芝刈り	<input type="checkbox"/> 実施した	高さ mm
	<input type="checkbox"/> 未実施	
施肥	<input type="checkbox"/> 実施した	kg (種類：)
	<input type="checkbox"/> 未実施	
手除草	<input type="checkbox"/> 実施した	時間 分
	<input type="checkbox"/> 未実施	
播種	<input type="checkbox"/> 実施した	kg (種類：)
	<input type="checkbox"/> 未実施	
集草	<input type="checkbox"/> 実施した	時間 分
	<input type="checkbox"/> 未実施	

- ※ 項目ごとに□にレ点してください。
- ※ 項目により実施内容を記載して下さい。

5 その他

(芝の育成等に当たって、特に学校に伝言しておきたい事項があれば記載して下さい。)

[]

(学校側記載欄)

上記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

職・氏名

(仕様書様式2)

維持管理業務実績報告書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住所
会社名
代表者名

県立学校芝生化グラウンド等維持管理業務（東部地区）に係る作業を下記のとおり行いましたので報告します。

記

- 1 委託業務名：県立学校芝生化グラウンド等維持管理業務（東部地区）
- 2 対象期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 作業内容

学校名	学校	学校
実施回数・期日		
芝刈り	回 (令和 年 月 日) (令和 年 月 日) (令和 年 月 日) (令和 年 月 日)	回 (令和 年 月 日) (令和 年 月 日) (令和 年 月 日) (令和 年 月 日)
施肥	回 (令和 年 月 日)	回 (令和 年 月 日)
手除草	回 (令和 年 月 日)	回 (令和 年 月 日)
播種	回 (令和 年 月 日)	回 (令和 年 月 日)
集草	回 (令和 年 月 日)	回 (令和 年 月 日)

別紙

教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育委員会が発注する施設管理調達に係る入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第129条の規定による最低制限価格制度を導入するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「施設管理調達」とは、教育委員会が所管する施設を運営管理する上で必要な清掃、警備、植栽管理等の役務並びに電気、電話、空調、衛生設備等の運転及び保守管理に係る業務を外部に業務委託することをいう。

2 この要領において「最低制限価格」とは、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。

3 この要領において「最低制限価格制度」とは、施設管理調達に係る入札について、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設定し落札者を決定する制度をいう。

(適用対象業務)

第3条 この要領は、平成26年4月1日以降に調達公告（指名競争入札により契約の相手方を決定する場合にあっては、当該入札に参加することができる者の指名。以下同じ。）を行う施設管理調達のうち設計金額が単年当たり1百万円以上の契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する特定調達契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の性質、目的、制約等からみて必要があると認められるときは、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の規定により当該施設管理調達の予定価格を決定する権限を有する者（以下「価格決定権者」という。）の承認を経て、適用対象業務から除くことができる。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格の設定権者は、価格決定権者とする。

2 最低制限価格は、次に定める算定方法により、予定価格の3分の2から10分の8までの範囲において定めるものとする。

(1) 入札書等比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）に3分の2から10分の8までの範囲において価格決定権者が定める割合を乗じて得た額を算出する。

(2) (1)の額から千円未満を切り捨てる。

(3) (2)の額と(2)の額に消費税及び地方消費税の率（以下、「消費税率」という。）を乗じた額の合計額を最低制限価格とする。ただし、その額が3分の2を下回る場合、予定価格に3分の2を乗じ、小数点以下を切り上げた額を最低制限価格とする。

(4) 2つ以上の異なる消費税率を含む業務期間を有するものにあつては、予定価格をそれぞれの消費税率の期間ごとに分割し、それぞれ(1)から(3)までの方法により計算を行い、すべての期間の合計額を最低制限価格とする。ただし、価格決定権者が定める割合は、すべての期間において同一の割合とする。

(最低制限価格の記載)

第5条 価格決定権者は、最低制限価格を入札（開札）までに予定価格調書に記載し、封書にし、開札まで確実な方法で保管しなければならない。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 最低制限価格を設定した場合は、当該施設管理調達に係る入札説明書に最低制限価格が設定されていることを記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者がある場合には、入札執行者は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

2 前項の場合において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

3 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。この旨は、当該施設管理調達に係る入札説明書に記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

4 入札参加者全員が入札失格者となる場合は、当該入札を打ち切るものとする。

(その他)

第8条 第4条第2項第1号に規定する価格決定権者が定める割合は、公表しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年3月12日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、平成26年4月1日以降に調達公告を行う施設管理調達業務について適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年3月11日から施行し、同日付けで調達公告した案件から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年3月29日から施行し、同日付けで調達公告した案件から適用する。

予定価格調書様式

予 定 価 格 調 書				
委 託 業 務 の 名 称	委 託 業 務 の 場 所	設 計 価 格 (税 込)	予 定 価 格 (税 込)	最 低 制 限 価 格 (税 込)
		円	円	円
		税 抜 設 計 価 格 (税 抜)	入 札 書 等 比 較 価 格 (税 抜)	税 抜 最 低 制 限 価 格 (税 抜)
		円	円	円
上記のとおり定めました。 年 月 日 作成者 職 氏 名 印 鳥取県知事 様				

(注1) 金額で1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

(注2) 入札書等比較価格欄には、予定価格から消費税及び地方消費税相当額分を引いた価格を記載する。